（事業規程に定めるべき事項）

第八条　法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　法第七条第三号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号。以下「農地中間管理事業法」という。）第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）が当該事業に基づき取得した持分又は株式の譲渡に関する事項

ハ　（略）

四～六　（略）

（事業規程の承認基準）

第九条　法第八条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合における農業用施設は次に掲げるものであること。

イ　（略）

ロ　畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含む。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

ハ・ニ　（略）

三　（略）

四　移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他必要な事項を適正に定め、これに基づき、法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施するものであること。

（事業規程の公告）

第十条　法第八条第四項の規定による公告は、同項に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（事業規程の変更等の手続）

第十一条　第七条の規定は、法第九条第一項の規定による承認について準用する。

（農用地利用集積等促進計画に法第七条各号に掲げる事業に関する事項を含める場合の添付書類）

第十一条の二　法第十一条第二項の規定により農地中間管理事業法第十八条第一項の農用地利用集積等促進計画に法第七条各号に掲げる事業に関する事項を含める場合における農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号。次条において「農地中間管理事業法施行規則」という。）第十二条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「賃借権の設定等」とあるのは、「賃借権の設定等又は所有権の移転」とする。

（賃借権の設定等又は所有権の移転に関する要件が緩和される場合）

第十二条　農業経営基盤強化促進法施行令（以下「令」という。）第三条第六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第二号、第七号又は第八号に掲げる場合であつて、農地中間管理事業法第十八条第二項第二号ロに規定する土地（以下この条において「対象土地」

（事業規程に定めるべき事項）

第八条　法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　法第七条第三号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　農地中間管理機構が当該事業に基づき取得した持分又は株式の譲渡に関する事項

ハ　（略）

四～六　（略）

（事業規程の承認基準）

第九条　法第八条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合における農業用施設は次に掲げるものであること。

イ　（略）

ロ　畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

ハ・ニ　（略）

三　（略）

（新設）

（事業規程の公告）

第十一条　法第八条第四項の規定による公告は、同項に掲げる事項を都道府県の公報に記載することその他所定の手段により行うものとする。

（事業規程の変更等の手続）

第十二条　第八条の規定は、法第九条第一項の規定による承認について準用する。

（新設）